

日発健公告 27-13  
2016年2月23日

日本発条健康保険組合  
理事長 嘉戸 廣之

## 組合規約変更の件

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
(公告方法) 第 5 条 この組合において公告しなければならない事項は、 <u>この組合のホームページ等に掲示する。</u>	(公告方法) 第 5 条 この組合において公告しなければならない事項は、 <u>この組合及び事業所の掲示板に掲示する。</u>
附 則 (施行期日) <u>この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u>	附 則 (施行期日) <u>この規約は、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。</u>